

こ保運第 3486 号
令和 2 年 1 月 27 日

各保育・教育施設・事業 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
運営指導等担当課長

重要事項説明書、運営規程及び利用契約書のひな形の修正及び令和 2 年度重要事項説明書の
提出について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力いただきありがとうございます。

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、重要事項説明書、運営規程及び利用契約書（利用契約書は認可保育所は作成不要）のひな形を修正しましたので、お知らせします。

修正箇所をご確認いただき、必要に応じて、各園の重要事項説明書、運営規程及び利用契約書の修正をお願いいたします。

また、令和 2 年度重要事項説明書の区への提出について依頼しますので、お手数をおかけして申し訳ありませんが、以下についてご対応いただきますようお願いいたします。

1 依頼事項

（1）各園の令和 2 年度の重要事項説明書、運営規程及び利用契約書の修正について

※令和 2 年度新規開所施設・事業は除きます。

裏面 2 の修正箇所をご確認いただき、必要に応じて、各園の令和 2 年度の重要事項説明書、運営規程及び利用契約書の修正をお願いします。既に令和 2 年度の重要事項説明書等を作成済みの場合は、令和 3 年度の重要事項説明書等を作成する際に、修正をお願いします。

（2）令和 2 年度重要事項説明書の区への提出について

令和 2 年度の重要事項説明書について、令和 2 年 4 月 17 日（金）までに、各園の所在区こども家庭支援課へご提出いただきますようお願いいたします。

区へ提出していただいた令和 2 年度の重要事項説明書を基に、食材料費（主食費・副食費）や実費徴収の状況などについて把握をさせていただきます。

なお、既に令和 2 年度の重要事項説明書を作成済みで、主食費及び副食費の金額を分けて記載していない場合は、区へ重要事項説明書を提出していただく際に、お手数をおかけして申し訳ありませんが、主食費及び副食費の金額を補記してご提出ください。

2 重要事項説明書、運営規程及び利用契約書のひな形の修正箇所について

※令和2年度新規開所施設・事業へは既に周知済みの内容です。

(1) 重要事項説明書、運営規程及び利用契約書のひな形共通の修正箇所

「支給認定保護者」、「支給認定子ども」という文言を「教育・保育給付認定保護者」、「教育・保育給付認定子ども」へ修正しました。

(2) 重要事項説明書、運営規程のひな形共通の修正箇所

ア 利用料(保育料)について、無償化に関する記載を追記しました。

(例) 保育所の重要事項説明書 ※下線部が追記箇所

利用料 (利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※ <u>幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償</u> <u>2号認定：全ての児童を対象に無償</u> <u>3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償</u>
-------------	---

イ 食材料費について、副食費の実費徴収化に伴い、主食費と副食費の金額を記載するひな形に修正しました。

(例) 保育所の重要事項説明書 ※下線部が修正箇所

食材料費	月額〇〇〇円 <u>(主食費〇〇〇円、副食費〇〇〇円)</u>
------	---------------------------------

※ 修正した重要事項説明書、運営規程及び利用契約書のひな型は市のホームページに掲載していますので、下記アドレスからご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/jigyosha.html#uneikitei>

担当 こども青少年局保育・教育運営課
重要事項説明書、運営規程について
古賀、渡辺
食材料費等実費徴収について
荒木、金子
電話 045-671-3564